

平成26年度第3回岩手県子ども・子育て会議

日時：平成26年12月9日（火）

14:00～15:30

場所：岩手県水産会館5階 大会議室



## 1 開 会

○高橋少子化・子育て支援担当課長 それでは、ただいまから平成26年度第3回岩手県子ども・子育て会議を開会いたします。

私は、子ども・子育て支援課少子化・子育て支援担当課長の高橋と申します。本日の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本日ご出席いただいております委員の皆様の数ですが、委員総数26名のうち現在20名にご出席いただいております。五十嵐委員はあと15分ぐらいでお着きになるというご連絡をいただいております。過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告します。

なお、本日の会議は公開となっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

## 2 あいさつ

○高橋少子化・子育て支援担当課長 開会に当たりまして、根子保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

○根子保健福祉部長 県の保健福祉部長の根子でございます。委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただき、まことにありがとうございます。また、日ごろ本県の子ども・子育て支援の推進について、格別のご理解、ご協力いただき感謝を申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり子ども・子育て支援新制度の財源となる消費税率10%の引き上げが1年半先送りされるということとなったところでございますけれども、国では制度そのものは予定どおり来年4月から実施し、必要な財源は予算編成過程で議論するという説明をしております。

県としては、本県の重要課題でございます人口減少対策を進める上で少子化対策が極めて重要であると考えていまして、教育・保育の量の拡充や質の向上を図ることとされております子ども・子育て支援新制度を着実に推進するためには、必要な財源が確保されることが必要でありますので、これを期待しながら、今後も国の動向を注視していきたいと思っております。

本日は主に来年度を初年度とする新たないわて子どもプランについてご協議をいただきたいというふうに考えております。前回の9月に開催した会議では、プランの主な改定事項や計画の概要を説明し、ご意見をいただいたところでございます。今回の会議では、前回いただいたご意見のプランへの反映状況、その他追加修正事項等について説明させていただきまして、さらにご意見をいただきたいというふうに思っております。

今後は、本日いただいたご意見を踏まえまして、今月下旬から来月下旬にかけてパブリックコメントや地域説明会を開催し、広く県民の皆様からもご意見をいただくこととしております。

新制度の施行まであと3カ月余りでございますが、県としては市町村の計画策定や制度施行の準備への支援、市町村と一体となった事業者や住民への周知活動など円滑な制度のスタートが切れるよう、今後とも重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本日の会議においては、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。本日はよろしく申し上げます。

○高橋少子化・子育て支援担当課長　それでは、本日の出席者でございますけれども、3回目の会議ということでございましたので、お手元の出席者名簿、委員名簿をもってかえさせていただきます。備考の欄にご欠席の表示をさせていただいております。1名、下から8番目の岩手町の澤口様、本日欠席ということでご連絡をいただきましたので、ご報告します。

### 3 報 告

(1) 「支援計画部会」の会議概要について

(2) 私立幼稚園の新制度への移行に係る意向等調査結果について

○高橋少子化・子育て支援担当課長　早速ですが、次第によりまして、審議を進めてまいりたいと思います。

3の報告に入らせていただきます。条例第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を遠山会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○遠山宜哉会長 議事を進めさせていただきます。

まず、皆さんのお手元の次第に沿いまして、大きな3番の報告というところから進めます。1番の「支援計画部会」の会議概要について、支援計画部会の大塚会長さんからご報告をお願いします。

○大塚健樹支援計画部会長 それでは、報告させていただきます。資料1をご覧くださいできればと思います。

日時が平成26年11月26日、水曜日、1時半から3時までということで岩手県民会館4階の第3会議室のほうで実施させていただきました。

議事内容といたしまして、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（案）についてということで、いろいろな委員からたくさんのご意見をいただきまして、主な点がここに（1）から次のページの（7）まで掲載されてございます。詳しい内容につきましては、お読みいただければというふうに思います。ともかく最後ということで、各委員からいろいろご意見いただき、事務局のほうからご提言、ご説明等いただきまして、非常に有意義な会議を実施することができたということをご報告させていただきます。

以上でございます。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。もう一つ部会がございますが、子ども育成部会ですが、こちらは今月のこれから18日の開催ということでございますので、今回のご報告はございません。

今の大塚部会長からのご報告ですが、何かご質問等ございましょうか。よろしゅうございますか。

「はい」の声

○遠山宜哉会長 それでは、先に進めさせていただきます。

報告の2番目、私立幼稚園の新制度への移行に係る意向調査結果について、これは資料2に基づきましてご報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○高橋法務学事課主任 総務部法務学事課私学振興担当の高橋と申します。それでは、資料2について、私立幼稚園の新制度への移行に係る意向調査結果についてということをご説明いたします。この調査は、子ども・子育て支援新制度の実施に当たりまして、私立幼稚園が新制度に移行するか、現行の私学助成を受けるかの選択

が必要となります。また、新制度に移行する場合は、幼稚園のまま移行するか、認定こども園となって移行するかというような選択を行うこととなります。今年度第1回の子ども・子育て会議におきまして、26年7月11日現在の調査結果をお示ししたところでございますが、国、県、市町村における平成27年度の予算編成作業や自治体の子ども・子育て支援事業計画の策定作業が本格化する中で、27年度からの新制度実施にかかる準備作業に資するべく改めて実施したというものでございます。

それでは、1の調査方法等についてご説明いたします。(1)の調査方法ですが、県から私立幼稚園が所在する市町村に対して照会したものでございまして、該当する市町村では子ども・子育て支援事業計画の策定作業などで把握している各私立幼稚園の意向ごとに回答をいただいたというものでございます。

(2)の調査期間でございますが、県から該当市町村に対し、調査実施通知を発送した平成26年10月15日から該当する市町村から県に回答のあった平成26年10月30日まででございます。

(3)の調査対象施設でございますが、本県の全私立幼稚園84園のうち休園中の1園及び今年度末で廃園を予定している1園を除きまして、認定こども園以外の幼稚園58園、認定こども園である幼稚園24園、この中には26年中、今年度中に認定こども園化を予定している2園を含みます82園に対して調査を実施いたしました。

続きまして、2の調査結果についてご説明いたします。(1)の平成27年度における新制度移行予定についてでございますが、認定こども園以外の私立幼稚園58園のうち新制度移行予定の園は10園、割合にして17.2%となっております、私学助成継続予定の園は48園、割合にして82.8%となっております。認定こども園である私立幼稚園24園のうちその全てが新制度移行予定となっておりますが、新制度が施行された場合における認定こども園の財政支援は、基本的には新制度となるというものでございます。

よって、県内の私立幼稚園のうち調査対象としました82園中、平成27年度から新制度に移行する予定と回答した園が34園、割合にして41.5%でございまして、平成27年度は私学助成を継続すると回答しました園が48園、割合にして58.5%となったところでございます。

続きまして、(2)の①の表をご覧ください。認定こども園以外の私立幼稚園で平成27年度から新制度に移行予定とした10園のうち、認定こども園に移行して新制

度を選択するとした園が5園、幼稚園のまま新制度に移行するとした幼稚園が5園となつてございます。

(2)の②の表をご覧ください。認定こども園を構成する私立幼稚園24園のうち、現在の認定こども園の類型のまま移行するとした園が幼保連携型認定こども園では20園、幼稚園型認定こども園では2園でございます。また現在幼稚園型認定こども園だが、新制度施行にあわせて幼保連携型認定こども園に移行したいとした園が2園あるところでございます。なお、私立幼稚園が平成27年度から新制度に移行するか否かの選択は、子ども・子育て支援法上、新制度施行日の前日、いわゆる27年3月31日までに市町村に対し意思表示をすればよいことから、実際の数値は今回お示しした数値から変更になる場合がありますので、ご了承願います。

以上で説明を終わります。

○遠山宜哉会長 意向調査の結果のご報告でございましたが、何か委員の皆様からご質問等ございませうか。

はい。

○吉田耕太郎委員 ちょっとよくわからないので失礼なのですが、認定こども園以外の82.8%が新制度に移行しないという割合が随分高いようなのですけれども、新制度に移行しない理由というのは何か考えられるものというのはあるのでしょうか。

○遠山宜哉会長 では、説明をお願いします。

○高橋法務学事課主任 移行しない理由まで調査したものではないので、推測にすぎませんが、現在新制度の財政支援は公定価格、施設型給付というようなもので措置されることになるのですが、その国のほうの単価がまだ仮単価ということを示されておりまして、本単価ではないという状況で、まだ金額が決まらないというのも一因としてあるのではないかと考えられます。

○吉田耕太郎委員 ありがとうございます。新制度に移行する方向に持っていくのだらうなと思っている中で、余り割合がないので、何でかなと思ったので、ありがとうございました。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆さんからご質問等はございせんか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 はい、それでは3番の報告を終わります。

#### 4 協 議

新・いわて子どもプラン（仮称）（12月）について

○遠山宜哉会長 4番の協議のほうへ進ませていただきます。協議は1点です。新・いわて子どもプラン（仮称）につきまして、現在の状況を事務局からご説明お願いいたします。

○南子ども子育て支援課総括課長 子ども子育て支援課の南でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私のほうからは新・いわて子どもプランの見直しについてご説明申し上げたいと存じますが、この子どもプランにつきましては、いわゆる本体プランの附属といたしまして、別冊としての計画がひとり親家庭等自立促進計画、そして子ども・子育て支援事業支援計画というのがございますが、ここについては資料4、資料5のほうにおつけをしてございますので、これは後ほどうちの担当課長のほうからそれぞれご説明を申し上げたいと存じます。

私のほうからは資料3-1、そして資料3-2、この2つの資料を使いましてご説明を申し上げたいと存じます。恐縮ですが、座ってご説明をさせていただきます。

まず、資料3-1をご覧いただきたいと存じます。これは、前回9月の当子ども・子育て会議におきまして、委員の皆様方からお出しいただきました1件、これをもとにいたしまして今回右側のところに反映状況ということで、計画の中にこのような形で反映をいたしましたという部分でございます。最初に、この部分から概略をご説明してまいりたいと存じます。

まず1番目、子どもの権利につきまして、千葉委員さんのほうからご発言がございまして、児童虐待防止対策の充実の中に子ども・子育ての権利の部分を追加してほしいこと、そしてまたその周知について追加をしてほしいということでございました。これにつきましては、反映状況のほうにありますように22ページと39ページに記載を追加したところでありまして、順番がちょっと逆になりますが、最初に39ページ、資料3-2の39ページをお開き願いたいと存じます。資料3-2の39ページに、3の（3）、児童虐待防止対策の充実、中ほどに施策の推進方法で、「児

児童虐待防止対策の充実を図ります」の黒丸の1つ目、ここに下線を付してございますが、この部分が新たに追加した部分でございます。児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれのあるものであり、子どもに対する重大な権利侵害であることからということで、県のアクションプランに基づいて関係機関等と連携をして取り組んでいきますと、この下線部分のご意見を反映した形で追加をさせていただいたものであります。

加えて22ページ、恐縮ですが、22ページをお開き願いたいと思います。先ほどは児童虐待防止に関連しての権利侵害という観点から追記をいたしたところでありましたが、あわせてやはり子どもの権利につきまして、いわゆる国際条約であります子どもの権利条約に定める子どもの権利、あるいはそして今県で検討中ではありますが、岩手の子どもを健やかに育む条例を今検討している最中ではありますが、その中にも子どもの権利、これを基本理念の一つとして定めているものでありますので、その子どもの権利というものについて、大人のほうにももっとその周知をしていく必要があるということがございまして、22ページの黒丸の2つ目、下線を付した部分ではありますが、ここに新たに一文を追加させていただいております。子どもの権利について情報提供を行うことにより、子どもの権利についての理解が促進されるよう努めますという、この新たな項目を追加させていただいたものでございます。

続きまして、資料3-1のほうにお戻りをいただきまして2番目、里親の啓発活動の充実につきまして、同じく千葉委員さんのからご発言がございまして、これにつきましても3-2のプランの40ページでございます。40ページをお開き願いたいと思います。プランの40ページ、中ほど黒丸の2つ目でありますけれども、ここに里親の活動についての啓発活動の充実を図ってほしいという、そういうご意見を踏まえまして、黒丸の2つ目に家庭的な養育環境を充実するためには、里親委託の推進が重要であり、里親の登録者数を増加させるための里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図りますというこの一文を新たに追加をさせていただいたところであります。

次に、同じく資料3-1の3番目になりますが、プランと各主体の関係性ということで、両川委員のほうからご発言がございました。このプランを見たときに県民が自分がどこに関係するのか、あるいは自分が必要とする施策はどこなのか、そう

いう見やすい工夫をしてほしいということでありまして、これについてはプランの44ページから45ページ、見開きとなっているところでございますが、44ページ、45ページをお開き願いたいと思います。ここにライフステージ別の施策の展開ということで、それぞれのライフステージ、若者から横に見ていきますと妊娠、出産、乳幼児、小学生、中学、高校生といったステージ、そして縦には、その下には各ステージにおける主な課題ということを掲げてございまして、これらを縦横の関係で見ていくこととなりますけれども、例えば被災孤児、遺児への支援につきましては、この一番下、左側の一番下のところに被災児童への支援ということで、ここは若者の妊娠、出産のところには該当はないのですが、その右側横に見ていきますと、見開き45ページのほうに乳幼児、小学生、中学、高校生のほうには子どもの心のケアでありますとか、孤児の里親サロン、遺児家庭の相談専門員の設置といったもの、あるいはちょっと横との関係が見つらくて恐縮なのですが、下から6行目、6項目めのところに経済的負担の軽減というのがありますが、この右側45ページのほうにスライドして見ていきますと、いわての学び希望基金を活用した未就学児童給付金でありますとか、教科書購入費等給付金、進学、こういったものの経済的支援がありますといったような形で対象者別にこういうステージ別、対象者別の形で整理をさせていただいたところがございます。ちょっと表が見つらいところがあるかと思いますが、そこはちょっとご容赦いただければと思います。

続きまして、資料3-1の4番目に、幼児期の学校教育ということで坂本委員さんのほうからご発言がございました。これについて41ページをお開きいただきたいと思います。41ページでありますけれども、ここに中ほど、施策の推進方法の丸の1つ目、下線を付した部分であります。生きる力の基礎を培う質の高い幼稚園教育を推進するため、生活及び発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図るとともに地域の特性や幼児の実態に応じた特色ある幼稚園づくりに取り組みますという項目を一文追加をさせていただいたところでもあります。

あと資料3-1の5番目、高橋委員さんのほうから児童の定義について精査をしてほしいというご意見があったところがございますが、これについては私どもも児童福祉法上は18歳未満のお子さんたちを児童という定義づけをさせていただいておりますので、この計画におきましても児童の定義については18歳未満ということで、先ほどのライフステージ別の表をご覧いただいてもおわかりになるように乳幼

児から小学生、中学生、高校生までを対象としたプランでありますということをお示しをしたものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上が前回の会議の中で頂戴いたしました意見をこのプランの中に反映をさせた部分であります。さらに事務局側あるいは関係部局との調整の中で、新たに項目等を追加した点が数点ございますので、その点について追加でご説明申し上げたいと思います。

恐れ入りますが、資料ナンバー 3-2 の20ページをお開き願いたいと存じます。プランの20ページでございます。20ページの岩手の子どもたちに期待することということで、上のほうに下線を付した部分がございますが、ここに岩手の子どもたちにこれから期待するメッセージといたしますか、そういった部分を取り込んだものであります。やはり今回の東日本大震災を踏まえて子どもたちに力強く、そして将来の岩手を担う若者としていろいろな活動に取り組んでいく、そういったことを我々は期待していますというメッセージ的なものを、ここに下線を付した部分を新たに追加をさせていただいたのが1点目でございます。

続きまして、恐れ入ります、33ページをお開き願います。33ページでございます。33ページの丸の一番最後、下のところでございます。ここは経済的負担の軽減をお示したところでございますが、従前この丸の上から4つの経済的負担について、現行プランを踏襲しつつ計画を策定したわけではあります。現実問題私ども行政としてさまざまな経済的負担軽減の施策を講じているわけでありまして、これらの4つの丸以外にもさまざまな公的、経済的負担の軽減措置がございますので、それを改めてここにご紹介をさせていただくとともに、こういった形で引き続きこういった支援を実施してまいりますということを掲載したものです。例えば小児慢性特定疾病治療の医療費の個人負担でありますとか、体外受精の特定不妊治療に要する費用の助成、そういったもの。さらには、また2段落目ではあります。東日本大震災による被災孤児、遺児に対しましては、先ほど申し上げたいわての学び希望基金による奨学金、給付金などを今後とも支給してまいりますといったことを改めてこの経済的負担の軽減のところ追加をさせていただいたものでございます。

続きまして、36ページをお開き願います。丸の一番最後、下でございます。ここに子どもの貧困対策についての文章を一文追加をさせていただきました。国におきましては、子どもの貧困対策法が昨年5月に制定をされ、ことし1月に施行された

ところでございます。これを受けまして、国では貧困対策の大綱が8月に示されたところでございまして、都道府県においては、努力義務ではありますが、子供の貧困対策に係る計画を今後策定していくこととなります。これらを踏まえまして、この最後の丸を追加させていただいたものでありますが、子どもが健全に成長するためには生まれ育った生活、教育環境に左右されないことが重要で、子どもの貧困対策について総合的に推進しますと。今後私どものほうで子どもの貧困対策にかかわる総合的な計画を策定し、それに基づくさまざまな事業を実施していくといったことをこの中に追加をさせていただいたものであります。

続きまして、最後になりますが、46ページをお開き願います。ここは、施策の評価の参考とする主な指標項目ということで見開きになった46、47ページであります。この46ページの上のところの下線を付してありますけれども、いわて県民計画の第2期アクションプラン、この計画期限が平成23年度から今年度26年度までの計画期間となっております。したがって、来年度27年度に次期アクションプランが策定された時点でこの目標値を置きかえることとしますということで下線を付して1行追加をさせていただいたものでありまして、実際にこの下の表をご覧くださいければおわかりのとおり、現状値が平成25年度、そして目標値が平成26年度、これは現行のいわて県民計画第2期アクションプランの現状値、目標値を入れたものでありますので、今回この計画は平成27年、いわて子どもプランは27年度から31年度までの計画でありますので、実際にはその現状値、目標値の年度になっていないわけではありますが、次期アクションプランが策定された時点で、その目標値等については置きかえをする形といたしますので、その旨、ここに一文を追加させていただいたというものであります。

以上、本体プランの部分についての現在の2点を踏まえた反映状況、そして内部でさらに精査した上で追加修正をさせていただく部分については、説明は以上のとおりでございます。

引き続き、別冊のひとり親家庭等自立促進計画のほうについて、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○小野寺主幹兼子ども家庭担当課長 子ども家庭担当の小野寺と申します。よろしくお願いたします。

私のほうから資料4でございます。岩手県ひとり親家庭等自立促進計画というこ

とについてご説明させていただきますが、前回ご説明しました以降に新たな項目として追加したといったような大幅な計画の変更はございません。文章表現におきましてちょっとおかしいところがあった、あるいは表現がわかりづらいといったようなところにつきまして、今回修正させていただいております。修正部分につきまして、アンダーラインが引いてございますので、その部分について簡単にご説明いたします。別冊の冊子のほうをお開きいただきたいのですけれども、1ページでございます。1ページの第1の1、ひとり親家庭となった家庭、前は「親を失った被災遺児家庭」という表現でしたけれども、「ひとり親家庭となった家庭」に直してございますし、平成27年度から平成31年度までを計画期間とするということで、第3条を削ってございます。こういった修正をしてございます。

次が7ページでございます。7ページの丸の母子家庭の母あるいは父子家庭の父ということで、ちょっと父を加えたというところでございます。

あとはずっとめくっていただきまして12ページの部分で、修正する前でございませぬけれども、次にというところで、仕事についてという母子家庭、父子家庭、2番目に仕事についてということが多かったという表記になってございましたが、正確には母子家庭は仕事について、父子家庭は家事についてという調査結果でございませぬので、そのように修正してございます。

次のページでございますが、13ページ。13ページの3の沿岸部における母子家庭、父子家庭の状況というところでございまして、この部分ちょっと沿岸部と内陸部という記載が逆になってございましたので、ちょっと修正させていただいてございます。母子家庭は10から15万円未満の割合は内陸部より沿岸部が多く、15万円から20万円未満あるいは20万円以上の割合は内陸部のほうが多いというところ、あと父子家庭につきましては15から20万円未満の割合は内陸部より沿岸部が多いということで修正させていただいております。

あとは、次めくっていただきまして、15ページでございます。15ページの施策の推進方法の丸の3つ目でございます。ここ表現が重複してございましたので、一方のほうを削除させていただいていただきます。就労等により日中の相談が難しいひとり親家庭等に柔軟に対応できる相談支援体制の整備を図り、相談機能の充実を図りますということで、「また」以下を削除したというものでございます。

あとは次のページでございます、16ページ。こちらの1つ目としまして目指す

姿、これ以降それぞれの分野で目指す姿というところを記載してございますが、先ほどの子どもプランとの整合を図るといったようなことから、この目指す姿につきましては状態を示す表現ということに修正してございます。従前は充実した生活が送れますという表現だったものを充実した生活を送っていますという状態を示す表現にしたと。この部分につきましては、以下同様に修正してございます。

あとその次の課題と、あるいは施策の推進方向に書いてございますが、ひとり親家庭等の母と、あるいは母子家庭あるいは父子家庭、母子家庭の母等といった表現、ちょっといろいろな表現してございました。これをちょっと整理させていただきまして、ひとり親家庭あるいは寡婦も含む場合にはひとり親家庭等としまして、その母とあるいは親という表現で統一してございます。あと以下全部同様の格好で修正してございます。

ひとり親の計画については、以上でございます。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 それでは、続きまして資料5になります。岩手県子ども・子育て支援事業支援計画、こちらについて、私高橋のほうからご説明を申し上げます。

ご説明の内容は、まず1つはご意見に対応したところ、あと事務局のほうで直したところ、ほかの数字、全体の数字につきまして、この3つにつきましてご説明をさせていただきます。

最初に、資料の4ページをご覧ください。ご意見に対してとといったところがございます。(5)の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進方策というところのイでございます。認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校や放課後児童健全育成事業所との連携の推進方策とアンダーラインが二重になっているところ、この点を加えさせていただきました。ご意見は、認定子ども園、幼稚園、保育所と小学校との連携も重要なけれども、放課後児童クラブとの連携といったものが今なされていないという状態があるということでございましたので、ここに小学校や放課後児童クラブといった内容を加えてほしいというようなご意見がございました。本文のほうにつきましても小学校教育との連携が必要とした上で、「また」と並列にさせていただきます。放課後児童クラブを利用できるように相互に連携を図ることが必要という表現にさせていただきました。

2点目ですが、5ページをご覧ください。こちらは、大きな4番の実施者、事業者、従事者の確保、資質向上の内容でございます。(1)の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保、こちらが一番下のところに2行を加えさせていただきました。また、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保に向けた資格取得のために必要な研修に取り組まず。

同様に、6ページの(3)の資質の向上のために講ずる措置、こちらのほうにも「放課後児童クラブの従事者等のための研修を引き続き実施するとともに」という一文を加えさせていただきました。これは、県と市町村がお互いに研修を行って、従事者の方々の資格をつくったり、資質を向上させるといったようなことがございますので、県において取り組む部分を明確にしてほしいといったようなご意見がございましたので、1つ目につきましては資格取得、6ページ目のほうにつきましては資質向上、6ページのほうは現在もやっておるものでございますので、引き続きといったような形で表現をさせていただきました。

続きまして、事務局のほうで修正をいたしました内容でございます。2ページをご覧ください。下のほうの2番の各年度の量の見込みと提供体制、実施時期でございます。(1)の各年度における教育・保育の量の見込み、こちらのほう、前回は表をつけてございませんでしたけれども、今回別表1-1、1-2、その量の見込み並びに別表1-3とさせていただきます。

また、(2)は量の見込みが必要という内容だとすれば、こちらは供給という内容になりますけれども、こちらも別表1-1、1-2の確保の内容のとおりという形にさせていただきました。

また、3ページですけれども、3の認定こども園の普及というところの(1)、県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、こちらも別表をあけておりましたけれども、別表2ということでもとめさせていただきました。

内容につきまして、別表のほうを説明させていただきます。資料の後ろのほうになりますけれども、13ページの次のページをご覧ください。縦横が異なりまして、恐縮いたします。別表1-1でございます。今回の事業計画、市町村がお立てになりました子ども・子育て支援事業計画を県がまとめるといった形になってございます。こちらは1県全域とさせていただきます。全市町村分のお子さんの人数を足

し上げて、平成27年から31年の計画期間ごとに①の量の見込み、それと②の確保の内容、需要と供給、その差ということで1号、2号、3号、これは幼稚園、保育所の3から5歳、保育所の零から2歳といった内容になりますけれども、こういった区分ごとに数値を積み上げたというものでございます。

表の数値につきまして簡単にご説明させていただきますと、丸をつけたところ、「4,870」でありますとか、「1,112」、「392」とありますのは、量の見込みに対して確保の内容が追いついた、供給ができたという時点でございます。ですから、1号の幼稚園につきましては平成27年度時点で、既に幼稚園に入りたいお子さんを全て受け入れられる施設があると、県内全体で足し上げればそういう形になるということでございます。4,870さらに余っているという形になります。同じく2号の保育所、3から5歳でございます。こちら平成27年度には1,112人余るという形になっております。

続きまして、3号の零から2歳の保育所でございます。実際には、こちらの方が平成29年度になりましてやっと392人余ると、それまでは県全体の施設を足しても足りないということになってございます。

考え方につきましては、右のほうに小さな文字で書いておりますけれども、今申し上げたような内容でございます。これを市町村別に見ますと、例えば2号の3から5歳につきましては、余っているという形になっておりますが、市町村ごとに見ていきますと実は足りない市町村と余っている市町村があるということになります。これは、下の設定区域ごと、設定区分別の量の見込みに対する確保方策の充実予定年度という表をご覧くださいなのですが、設定区分の1号、幼稚園につきましては27年度で28の市町村で充足してございます。備考になりますけれども、5区域においては幼稚園への入園希望がございませんでした。ですから、100%全市町村で充足しているということになります。2号につきましては、27年度で充足している市町村は23市町村、28年度に至って充足する市町村が5市町村、29年度になって充足する市町村が3市町村ございました。備考にありますとおり、全体数が31ですので、2区域におきまして5年間、31年度になりましても充足しないという計画をつくられております。3号につきましても同様に、27年度18市町村、28年度1市町村、29年度9市町村、合わせて28になりまして、5区域におきまして5年間では充足しない予定という計画をつくっておられます。

これにつきまして、県全体で見ますと29年度には充足するのですけれども、市町村におきましてはまだ5年間でも充足しないといったことにつきまして、委員の方から市町村ともう少し対応について協議するべきではないかというご意見をいただきましたので、この後、事務局と市町村のほうで、さらに充足についての対策がないか検討してまいりたいと考えております。

真ん中の表の右側ですが、黒い枠でございます。これも小さい図で恐縮ですが、各市町村ごとの数字につきましては、ここでは公表は差し控えさせていただきますという内容のことを書いてございます。と申しますのは、今申し上げますような調整がこれから入る予定がございます。それと各市町村で子ども・子育て会議を開催して、こういった内容を協議することになっておりますけれども、最終的にまだ会議のご了解をいただいているという数字も実は含まれてございます。12月に会議を開催するといったような市町村がございましたので、今回は県全体の数値のみとさせていただきますということをご断り書きをさせていただいております。

めくっていただきまして、別表1—2でございます。イメージだけということで大変恐縮なのですが、2番の各区域、33市町村それぞれ1区域ということですので、33区域になりますので、こういった形で子ども会議で了解いただいた場合には県のほうの計画にのせていただくといったようなことを市町村さんのほうにもお願いをしているところでございます。

別表1—3、次のページをご覧ください。これは、3と書きましたが、認定こども園への移行の認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加算する数というふうにさせていただいております。先ほどの計画が基本的な数字なのですけれども、先ほど認定こども園を推進する姿勢であるというようなお話が委員からありましたけれども、需要に対しまして供給がオーバーしている場合には認定こども園も認可しないことができるということになってございます。その例外としまして、認定こども園については幼稚園、保育所から移行したいといった場合には、なるべく認可するよという国のほうの方針がございまして、需要が少し足りない場合でも需要のほうを少しかさ上げして計画をつくるよというよ指示が来てございます。そのために、少し需要を膨らます数字を積んでくださいということでした。これにつきましても認定こども園の移行、あと市町村さんの計画をもう少し詰めましてから数字を入れていきたいと考えてございました。

実際の認定こども園への移行の計画なのですが、別表2になります。これも個別の園の計画ということになりますので、今現在では県計のみ、一番下の欄のみ入れさせていただいております。認定こども園に移行したいとしておるところが27年度11、28年度25、29年度11、30年度3、31年度10、計60の幼稚園、保育所が認定こども園に移行したいという意向を表示されているということが市町村さんから報告がございました。先ほど平成27年には幼稚園から移行するところは10という数字でございましたけれども、そのほかに保育園から移行するところがある可能性がありますし、こちらの31年度までの数字を見ますと全体で60といったような園の方で認定こども園への移行を考えているという数字でございます。これにつきましても後ほど市町村から数字をいただいて、部会長さんのほうにご説明をして、最終的にこちらの計画をつくっていきたいと考えております。

続きまして、事務局修正のその他でございますけれども、4ページに戻っていただけますでしょうか。(5)の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進方策のAでございます。従前は放課後児童健全育成事業というふうに書いておりました。これを放課後児童クラブというふうに読みかえさせていただきまして、以下こういった放課後児童クラブという言葉がすぐに出てくるように、わかりやすいようにということで、こういった言いかえをさせていただいております。

7ページをご覧ください。(2)と真ん中がございます。社会的養護体制の充実というところで、家庭的養護と家庭養護、この言葉の区分をはっきりさせまして、里親さんがやられるのが家庭養護、あと施設で行うものを少しでも家庭的にしようというものを家庭的養護というふうに分けて表示をさせていただきました。

8ページ、(イ)でございますけれども、施設の小規模化、地域分散化の推進というところで、計画につきまして家庭的養護推進計画と、今県でこれを策定中でございますけれども、名称につきましては従前家庭的な養護の推進に関する計画としておりましたけれども、岩手県社会的養護推進計画といったような形で読みかえをさせていただいております。

9ページをご覧ください。(3)のひとり親家庭の自立支援の推進でございます。従前母子家庭及び父子家庭としておりましたけれども、表現につきましてひとり親家庭というふうに先ほど定義の関係ございましたけれども、直させていただきます

ております。

10ページのオでございますけれども、従前母子寡婦福祉資金という表現をしておりますけれども、父子にも含まれると、対象が母子と父子が今回の対象ということで、母子福祉資金及び父子福祉資金という表現に直させていただいております。

事業計画につきましての変更点は、以上でございます。

○遠山宜哉会長 これですべて資料のご説明いただきました。主に前回の本会議での提示されたものから以降、加えられた修正点につきましてご説明いただいたということでございます。委員の皆様から、さらに修正点等、ご意見やご質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。お願いします。

どうぞ。

○豊巻浩也委員 何点かにわたり話をしたいと思います。

30ページ、この資料3……

○遠山宜哉会長 3-2のほうですね。

○豊巻浩也委員 はい。この間議論になりました待機児童の問題の課題5のところに「特定の市」という表現があるのですが、箱囲みの30ページの上の課題等。

○遠山宜哉会長 3-2の囲みのところですね、課題等の囲みのところの1行目でしょうか。

○豊巻浩也委員 はい。特定の市という認識でいいかどうか、これは変わるものでしょうし、ことしの4月には町もあったと記憶していますので、こう書くと町村の担当の方がほっとするかもしれませんけれども、下との関連で市町村でもいいのかと、特定の市という限定がいいかというのが1点目であります。

2点目は、隣の31ページの保育士確保にかかわる問題の実施者、従事者の確保及び資質の向上の1点目、人材という用語が2回出てきていますが、この議論が県であるかどうかですが、「ざい」という字は「財」のほうが人とお金あるいは保育士として働いている方々は宝であると、岩手県に残ってそういう仕事につくということもありますので、この場だけではなくて、県の中での議論は、それはいろんな他部局との関連でどうなっているかと。これは「材」ということで、こういう字もあるわけですがけれども、これの指摘を2点目にさせていただきたい。

それから、同じ資料の36ページの一番下につけ足した下線がある文章であります。これを読むと、ちょっとぐっと来る。環境に左右されないことが重要でありと

いう読み方の問題になってくると思うのですけれども、例として教育学の中で、オオカミに育てられた子どもという議論があるわけですが、その子は成人になっても四つ足で走って、生肉を食べたという発達に対する環境の問題があるわけで、一般論として「環境に左右されないことが重要であり」という書き方がいいかどうかという問題を残していると思うので、ここは「に左右されないこと」を削除して、「生まれ育った生活・教育環境が重要であり」というふうに言いかえたほうがいいのではないかと。これ読み取りの問題になってくると思うのですけれども、そのご検討をお願いします。

最後になります。仮称の問題で、表紙に「新」という言葉をつけて、その意味については一番最初の趣旨のところ、2ページで説明してあるわけですが、この間の経過。仮称であります、この計画プランの題名を通して「新」というふうな言い方をするのであれば、その趣旨、序の趣旨の中にある問題も含めて、いわて子どもプランというのは古いことを指すものになるでしょうから、仮称の「新」でずっと通したらいかがですか。

以上です。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。4点ございました。事務局からご回答をお願いします。

○南子ども子育て支援課総括課長 大変貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、まず30ページの待機児童の関係での「特定の市」、これちょっと誤解を招く表現になりますので、やはりここは「市町村」のほうが適当であろうかと。ただ、「特定」という表現自体もいいのかどうかという議論も今お話し伺って、そこにも私ども余り注意が行き届いていなかった部分でございますので、そこについてはまた再度精査をさせていただきたいと存じます。

あと31ページの人材確保の人材の「材」の字ですね、これについては確かに私どもも「材」と、あとは「財」と2つの使い分けがあるというのは承知をいたしておりますけれども、今国の、例えば保育士の人材確保とか、そういう保育緊急確保対策事業とかでも人材確保という言葉は出てくるのですが、これについては「材」を使われているというのが一般的であります。また、私ども行政が使う用語としても、基本的な一定のルールの中で使っているところがございます。また、そうはいつつも「財」を使うことが全くできないのかどうか、その辺のことにつきまして

も、ただいまのご意見を踏まえながら検討させていただければと存じます。

あと36ページのところで、子どもの貧困対策のところで、「環境に左右されないこと」の「に左右されないこと」を削除してはいかがかというご意見でございました。全くもってそのとおりだと、今お話を伺って思ったところでもあります。ただ、私どもも今回この表現を引用するに当たっては、先ほどご説明申し上げましたように国の貧困対策推進法をもとにした政府の貧困対策の大綱がございます。その大綱の中の目的あるいは理念の中に、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないようというのは、実は国の貧困対策大綱の中で使われているところがございます。実はその表現を引用させていただいたということが実情でありますので、ただいまのご意見も踏まえながら、この表現というのが本当にどういう形のものか、これについても改めて検討させていただきたいと思っております。

それとあとタイトルの新しいわて子供プランの仮称の問題であります。これについては、私どもも新しい子どもプランの名称については全く別な名称にするのか、あるいは現行どおりのわて子どもプランという形でいくのかも含めてこれから検討する形になりますので、それによっては序の趣旨の部分の表現も場合によっては変わってくる場所もあろうかと思っております。ただいまのご意見踏まえながら、また改めて検討させていただければと思っております。ありがとうございました。

○遠山宜哉会長 それはいつごろになるのでしょうか、パブコメのときはこれでいくのですか。

○南子ども子育て支援課総括課長 パブコメのときには、一応この形でお示しする形になって、最終的には2月に次のこの会議を開催予定です。それが最終案をお示しすることになりますから、そのときには最終の姿でお示ししたいと考えております。

○遠山宜哉会長 ということでございました。ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○橋本有紀委員 資料3-2の37ページの上のほうの放課後健全育成を促進しますというところについてなのですが、この文章は前はなかったような気がするのですが、今回から資料に載っているなどと思ひまして、「労働などにより保護者

が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、学校の余裕教室や児童館などを活用した、放課後子ども教室や放課後児童クラブの適切な設置及び運営を促進するとともに」とあるのですけれども、放課後子ども教室については、昼間家庭にいない児童に限ったことではなく全児童的な、子どもたちがみんな利用できるような場所としての利用があるのではないかなというふうに思いましたので、ここに放課後子ども教室という言葉があるのは、ちょっと意味合いが違うかなというところを感じております。

下のほうの「地域の健全育成活動を支援します」の中の3番目の丸、「児童館や放課後児童クラブ等の適切な設置及び運営を支援し、遊びの環境の充実を促進します」とあるのですけれども、もしこの上のほうで削除するのであれば放課後児童クラブのほうは基本的なところ、生活の場の中の遊びは重要に扱っているのですけれども、基本が生活の場ということで、放課後子ども教室で遊ばないとは言えないというか、そういう場所として活用しているところもあると思うので、地域によっては入れるのであればこちらのほうに入れてもいいのかなというふうに思いましたので、ご検討ください。

○遠山宜哉会長 はい、お願いします。

○南子ども子育て支援課総括課長 ありがとうございます。実はここ37ページの「放課後の児童健全育成を促進します」の項目は下線を付してありますけれども、ここに今までなくて新しく設けたということではなくて、実は前回お示したところの箇所が別なところにこの文言でお示しをしていたところでもあります。前は、9月にお示したときには保育サービスの充実の項目のところ放課後児童健全育成など放課後児童クラブのところを整理させていただいていたのですが、やはり保育サービスの実例、放課後児童クラブを整理するのではなくて、やはり健全育成のほうで整理すべきものだろうということで、前回9月の段階で保育サービスのほうに入れていたものをこの項目2項目を今回こちらの健全育成のほうに移してきたという趣旨で、2項目全部下線がついたことになっておりますので、新たに入ったようにお見受けされたかもしれませんが、前回も別な項目でこの文言でお示しをしたものであります。ただ、ご意見の中にありました放課後子ども教室の趣旨からいくと、やはり昼間に保護者が家庭にいない児童の健全育成云々ということと若干趣旨が変わってくる可能性もございますので、そこはまた改めて教育委員会のほ

うとも調整をしながらこの文言表記についてはご検討させていただきたいと思  
いますし、またどんなふうに整理したほうがよりわかりやすいのか、そこの部分も  
含めて再度精査をさせていただきたいと存じます。

○遠山宜哉会長 ほかにございませんか。

どうぞ。

○両川いずみ委員 46ページ、評価の指標項目のところなのですけれども、実際に  
下から2段目の子ども遊び普及事業実施数というふうに書いてありまして、これど  
ういうことをやっていたのかちょっとわからないですけれども、16から12に変わる  
のですが、これは今本当に子供たちは遊ぶ環境がないということだったり、やっぱ  
り遊ばないで過ごすことで随分成長とか、いろんな刺激が少ないと言われている中  
で、ここが少なくなるというのはどういう理由で少なくなったのでしょうか。

○遠山宜哉会長 お願いします。

○南子ども子育て支援課総括課長 ここは現状値と目標値を2つ並べて書いたた  
めに誤解を招く形になってしまったところで恐縮しているのですが、これはあくま  
でもいわて県民計画の第2期のアクションプランの指標を参考というか、それを使  
いながら評価をしていくものでありまして、実はその上のところに書いてあります  
ように、いわて県民計画の第2期アクションプランというのは計画期間が23年度か  
ら26年度までの4年間の計画であります。そのために、アクションプランのほうで  
は現状値が平成22年度、そして目標値が最終年であります平成26年度となっております。  
したがって、26年度の目標値がここにお示しした、4年前につくったときの  
計画で言うところの26年度の目標値を26年度以降、ここに掲げております。ところ  
が、計画を順次進めていく中で、25年度の現状値をここに書いておりましたのは、も  
う25年度で既に目標達成してしまっているという、そういう状況になっております  
ので、26年度に減らすという計画ではなくて、当初22年度の現状値が、ここは12カ  
所が現状値でございまして、それを26年度に同じく12カ所維持しますというアクシ  
ョンプランの計画であったわけでありまして、この4年間の取り組みの中で4カ所  
ふえて16カ所までふえてきておりますので、既に目標を達成しているというのがこ  
の表の読み方でありまして、これはあくまで仮置きですので、先ほど下線を付した  
部分にありますように、新しいアクションプランができた時点で27年度以降の現状  
値と目標値をまた新たなアクションプランに基づいて置きかえる形になりますの

で、ちょっと誤解を招く表になって大変申しわけございませんでした。

○遠山宜哉会長 ほかにございませんか。

どうぞ。

○藤川ひとみ委員 44ページ、45ページのところです。学校教育のかかわりのところを特に精査させていただきました。それで、45ページのほうの小学生、中学、高校生のところの各ステージにおける主な課題の中にある、枠に書かれてあります文言と、それから41ページに戻りますが、そこにあります3の(5)、生きる力を育む学校教育の推進のところの目指す姿と課題等と推進方向を見ますと、一致していないところが何か所か見受けられるなというふうに思いました。生きる力を育むということは、中学、高校においても同じことだとは思いますが、45ページの枠組みの中からその生きる力が小学生のところだけに特化されていることが41ページとは不合理ではないかなというふうに思う次第です。

それから、もう一つは、中学校、高校生のほうに「居場所づくり」という文言があるのですけれども、施策のいろいろなところを見ますと、例えば先ほどのアクションプランのところにもありますように小学校区に放課後の公的な居場所がある小学校の割合というのを目標値に設定したりしておりますので、居場所づくりというふうなことが中学、高校生のところにだけ特化されることが果たしてどうなのかなというふうに思っております。

最後に、41ページのほうに戻りますが、先ほどから申している生きる力を育む学校教育の推進に黒丸が幾つかあるわけですけれども、この中にいわゆる学力の部分と豊かな人間性の部分と健康、体力というふうに生きる力を構成している3つの要素の中の豊かな人間性が一番下にある郷土愛、先人教育だけでよろしいのかどうか、ここのところをもう一度お話しただければありがたいです。

○遠山宜哉会長 この図表の44、45ページのところのご説明ですが、お願いします。

○南子ども子育て支援課総括課長 貴重なご意見ありがとうございます。確かに44ページ、45ページのほうは、その各ステージにおける主な課題のところの項目がもしかするとこちら本体のほうの41ページのほうと十分リンクしていない部分が今こうしてご指摘いただいたとおりにかと思えます。ちょっと関係部局にも関連するところがございますので、そこは教育委員会あるいは環境生活部のほうとも今後協議をさせていただき、精査をさせていただきたいと存じます。

あと同様に、41ページの豊かな人間性のところで、豊かな自然、歴史、文化、産業、そういった部分だけでいいのかどうかというところがございまして、これについては今私どものほうで即答しかねる部分ございまして。やはり教育委員会のほうともその辺のただいまのご意見、趣旨をお伝えした上で、教育委員会とも連携図りながら、その辺の表現について、順番とか、そういったものについては改めて検討させていただければと存じます。

○遠山宜哉会長 それでは、検討をいただくということでお願いいたします。

ほかにはございませんか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、このプランにつきまして、これから市町村等の数字が上がってくるというところがあって、若干微調整があるかと思っておりますけれども、次のステージとしてはパブリックコメントに付するということになります。基本的にこの計画でパブリックコメントに付するというので皆様よろしゅうございましてか。

「はい」の声

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

それでは、ほかに事務局から何かございましたらお願いします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 それでは、今後のスケジュールについてご説明をしたいと思います。資料6のほうをご覧いただきたいと思っております。

今会長からお話ございましたとおり、本日12月9日の会議の後、18日に子ども育成部会、条例についての部会を経ましてパブリックコメント、地域説明会、県内の広域振興局4ブロックございまして、こういったところで地域説明会を開催して、あと県庁のホームページで案を出しまして、パブリックコメントといったことで意見をいただく。いただいた意見につきまして対応、修正といったような作業をさせていただきまして、2月の上旬に第4回の最終案協議として、子ども・子育て会議を開催させていただきたいと思っております。あわせて幼保連携型認定子ども園部会、後ほどご説明申し上げますけれども、3月には最後の3つ目の部会になりますこの部会を開催して、3月計画策定という日程に考えております。2月の上旬の子ども・子育て会議のほうなのでございますけれども、現在2月13日の金曜日、本日

と同じように午後の少し遅い時間、2時ごろからということを考えてございます。委員の方々お忙しいところ、年末、年度末になってまいりますけれども、日程のご調整のほうをよろしく願いできればと存じております。

以上でございます。

○遠山宜哉会長 今後のスケジュールについてお話しいただきました。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 もう一点でございました。幼保連携認定こども部会の件でございますけれども、前回会議で12月をめどに会長から委員の指名をいただくということでご説明しておりましたけれども、国の法律の施行日の決定が先に延びておまして、こちらのほうを順次準備はしていきたいと思っておりますけれども、1月になる予定でございます。これにつきましてご了解をいただきたいと思っております。あと2月の子ども・子育て会議では、委員の方々をご報告できるようにというふうに考えておりますので、ご報告申し上げます。

○遠山宜哉会長 新たな部会につきましては、次回のこの会議でご報告申し上げます。

それでは、議事は終わりましたので、最後に根子部長さんからきょうの協議について一言お願いいたします。

○根子保健福祉部長 きょうは皆様方から大変貴重なご意見たくさんいただきまして、大変ありがとうございました

表現として誤解を招きそうなところとか、あるいは言葉の使い方の問題、それからあと文章化しているところ、それから表になっているところの齟齬の話とか、ちょっと私ども気づかないところ、細かいところまでご指摘いただいたことに対して感謝申し上げたいというふうに思っております。今後スケジュールにありますとおり、パブコメ、地域説明会等を経まして、最終的にこの会議で最終案をご検討いただきたいと思っています。

それで、冒頭の挨拶で申し上げましたけれども、消費税率の10%引き上げの先送りということになりまして、それでなくても国が描いていた、いわゆる全体経費から少なくなっている中でこういう状況になっているということでございますが、国としてはいずれ子ども・子育て支援新制度、国としても重要課題だという中で、予算編成過程の中で何とか財源確保したいという話をしておりますので、私どもとしてもいずれ財源が確保されるだろうということを期待しながら進めてまいりたい

と思っておりますが、市町村、それからいろんな事業者も含めて大変な状況であることは承知しておりますが、いろいろなるべく情報をとりながら、情報提供して進めてまいりたいと思いますので今後ともよろしくお願いいたします。

きょうは大変ありがとうございました。

○遠山宜哉会長 ありがとうございました。それでは、これで議事を閉じさせていただきます。皆様、進行にご協力いただきましてありがとうございました。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 遠山会長、どうもありがとうございました。

## 5 開 会

○高橋少子化・子育て支援担当課長 本日は長時間にわたりまして、ご議論いただきありがとうございました。以上で平成26年度第3回岩手県子ども・子育て会議を終了させていただきます。ありがとうございました。